

予算決算委員会民生福祉分科会会議記録

1. 日 時	令和元年 5月 8日 13時30分開会 令和元年 5月 8日 15時27分閉会
2. 場 所	議員協議会室
3. 出席議員	大西基雄、向井千尋、小畠政行、河南芳治、前田えり子、森本富夫
4. 市部局	○消防本部
5. 会議に付した事件	議案第40号 令和元年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）
<p>13:30 開会</p> <p>大西座長 挨拶</p> <p>(開会)</p> <p>日程第1、議案第40号 令和元年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）</p> <p>●消防本部</p> <p>担当課より、補正予算書に基づき、説明</p> <p style="text-align: center;">＜主な意見＞</p> <p>河南委員 常備消防費に関し、救助工作車の保有台数及び購入年月日、耐用年数について説明されたい。</p> <p>消防本部 救助工作車については、1台を保有している。平成12年度に購入し、耐用年数は通常15年間であるが、篠山再生計画によって5年延長し、20年間にしている。</p> <p>河南委員 購入時期及び耐用年数を踏まえると、平成32年度に更新することになると考えるが、修繕した後、どの程度の期間を使用するのか。</p> <p>消防本部 当該車両の更新時期については、修繕後も変わらず計画通り令和2年度に行う予定である。</p> <p>河南委員 修繕によって、耐用年数が延びるものではないのであれば、更新予定時期を前倒しすることも想定できるのではないのか。</p>	

消防本部	更新時期については、前倒したいと考えており、協議しているところである。
河南委員	修繕期間はどの程度なのか。
消防本部	過去の修繕期間を踏まえると2~3ヶ月は要すると考えている。
河南委員	唯一所有している救助工作車が故障している中、救助工作車が必要な事態が発生した場合の対応は。
消防本部	故障が発生した当初については、緊急消防援助隊用の災害支援車を代用していたが、尼崎市消防から廃車していた救助工作車を無償で譲り受けて体制を整えている。
前田委員	故障の原因が分かっていない中でどのような修繕を行うのか。
消防本部	原因は特定できていないが、作業車両の動力源を確保するスイッチ(PTO)とクラッチを操作したことにより、エンジン内部のギアが数カ所欠損していることから当該部品を交換する予定である。
前田委員	平成29年度に同箇所の故障が発生したことも踏まえると、原因を特定できない中で修繕するのではなく、まずは原因を究明することが先決ではないのか。
消防本部	平成29年度については、原因ははっきりしていないが、走行中に起こっており、今回については夜間想定訓練の下、PTO(作業車両の動力源を確保するスイッチ)の操作中に起こっていることから、前回とは故障の状況が異なるということをご理解いただきたい。
前田委員	本来の車両耐用年数は15年間であるものの、耐用年数を20年間として使用している状況であるが、人命救助を目的とした緊急車両であることから、更新時期を従来の期間に戻すべきではないか。
小島委員	救助工作車の購入に係る費用はどの程度なのか。
消防本部	概算ではあるが、1億5,000万円程度で購入することができる。
小島委員	修繕に係る交渉は消防本部が行っているのか。
消防本部	交渉は消防本部が行っている。
小島委員	今回、故障した車両の更新時期は。
消防本部	再生計画上の更新は令和2年度であるが、更新を早めたいと考えている。
大西座長	平成29年度に発生した故障に係る修理費用はどの程度なのか。
消防本部	これまでに計3回故障しており、平成27年度は約506万円、平成29年度は約365万円、平成31年度は約399万円の費用となっている。平成27年度及び29年度については、走行中に何らかの要因によって、スイッチが入り、故障するに至った。平成31年度については、訓練中にPTOスイッチを操作して故障していることから、前回とは故障に至る状況は異なっている。
大西座長	PTOの方式は。

消防本部	電磁クラッチ式であり、クラッチを踏み、スイッチを入れるものである。
小島委員	延長している更新期間を復元するためにどのような検討をしているのか。
消防本部	今回の事案を踏まえ、財政当局に平成 31 年度中に更新することを提案している。現在は、幸いにも尼崎市消防の救助工作車を得て、凌ぐことができているが、もともと廃車されていたものであり、故障する可能性も否定できない。平成 29 年度の修繕については 6 カ月以上を要したことも含め、まずは、本市の車両を修繕する必要性があると考えている。
河南委員	救助工作車を購入する際、補助金事業はあるのか。
消防本部	地方債の中に緊急防災・減災事業債があり、3 割の負担で購入することが可能である。なお、このメニューについても財政部局には情報提供をしている。
河南委員	いっそのこと車両を更新した方が早いのではないか。
消防本部	仕様書に基づき作製する特殊な車両であることから、直ぐに納車されるものではない。仮に 6 月に発注したとしても、令和 2 年 3 月頃の納車になると見込まれる。
小島委員	更新計画としては、令和 2 年度の当初予算に計上されるものなのか。
消防本部	計画上はそうであるが、可能であれば令和元年度中に更新に取り掛かりたいと考えており、協議しているところである。
大西座長	原因の特定には至っていない状況ではあるが、今回の故障の責任については、使用者側か、それともメーカー側にあるのか。
消防本部	当該車両は購入から 15 年以上が経過していることに加え、今回は、訓練中の操作によって故障したことから、メーカー保証はない。なお、平成 29 年度に故障した際、メーカーとの協議の中で修繕完了後 3 年間のうち、最初の 2 年間において同箇所が故障が発生した場合は無償で修繕し、残りの 1 年間において故障が発生した場合は、半額負担として修繕する取り決めになっている。
大西座長	今回のケースについては、修繕するのではなく、更新を早めた方がいいのではないか。
消防本部	繰り返しになるが、そうした協議は行っている。その可否とは別に、仕様書の構想などの下準備は進めている状況である。
河南委員	救助工作車の修繕後における尼崎市消防の救助工作車の運用は。
消防本部	故障した車両の修繕が完了した場合には、尼崎市の救助工作車は使える状態で残す予定であり、本市の救助工作車を使用していこうと考えている。
河南委員	救助工作車の作製には、1 年程度かかるとのことであるが、その間、

	尼崎市の救助工作車を安定して使うことはできるのか。
消防本部	使用頻度を考慮すると一概には言えないが使用できると考えてはいる。
小島委員	更新計画通り、令和2年度に発注した場合、納車は令和3年度になる可能性もあるのか。
消防本部	更新計画は、20年間使用することから令和2年度が20年目になる。つまり、令和2年度中は、いわば旧の救助工作車で出動・対応し、並行して新しい車両の発注を進めていくということである。
小島委員	現時点においては、尼崎市の救助工作車で対応するしかないのか。
消防本部	尼崎市の救助工作車については、修繕期間に限定した運用で考えており、丹波篠山市の救助工作車を計画どおり20年使用した上で更新していく予定である。
河南委員	本市の救助工作車を修繕した後、仮に20年が経過しても使える状態であれば引き続き使用するのか。
消防本部	使える状態であっても使用することなく、計画どおりに更新するつもりである。
河南委員	計画上の更新時期を前倒しすることが適切であると考えているが、他市の更新期間はどのようなものなのか。
消防本部	他市の消防本部における更新年数と比べると長い状況にある。本市の財政状況も充分認識しているが、消防本部の持つ緊急車両は、救助工作車に限らず、救急車などもあり、人命に深く関わる車両であることを踏まえ、各種車両の更新年数を復元できればと考えている。
森本委員	人命に関わる重要な車両であることは理解しているが、尼崎市消防の代替車もある中、約400万円も費やして修理する必要があるのか。
消防本部	尼崎市消防において廃車した救助工作車が残っており、今回、それを譲っていただいたことは、非常に稀なケースであると考えている。これによって、幸い、急場を凌ぐことができているが、やはり本市の救助工作車を修繕し、本市の車両によって活動する体制を整えていくことが妥当であると考えている。
森本委員	その考えも当然理解できるが、現実に尼崎市消防の救助工作車があり、車検期間も約2年ある中、修理の必要があるのか。
消防本部	本市における救助工作車のアワーメーター（累積使用時間表示）を走行距離に換算すると60万kmに達している一方、尼崎市の救助工作車は90万kmに達している。現在は支障なく運用できるが、使用状態を鑑みると、予断を許さない状態であるとも考えている。こうした両車両の状態も踏まえて、本市の車両を修繕することとし、その修繕期間の対応として尼崎市消防の車両を活用する。そして、修繕した車両については、

再生計画に定められた耐用年数まで使用する考えを持っている。

河南委員
消防本部 本市の救助工作車を修繕・更新した後、予備車として残しておくのか。
予備車とする予定はない。他市においては、消防学校への寄贈や官公庁オークションに出品するなどの事例も把握しているが、当該車両については、購入から約20年もの期間が経過していることから、引き取り手あるいは買い手を見つけることは難しいと考えている。

河南委員
消防本部 車両の下取り制度はあるのか。
下取りはないのが現状である。

森本委員
消防本部 今回は、訓練中の操作による故障とのことであるが、今後、こうした事態が発生しないようにするための対策は。
これまでから不慣れな機関員が操作する場合は、精通した補助員の下で訓練をしているが、今後も更に徹底して取り組んでいく。

森本委員 予算審査等においては、車両や機器の説明など口頭のみでは理解しにくいこともあることから、写真等の資料を用意されたい。

■議員間討議

小島委員 常備消防費に関し、救助工作車の修繕の必要性について、部長等への確認質問を行うのかも含めて議論すべきと考える。

大西座長 委員間において概ね共有できている認識として、「今回の修繕の必要性は一定認められる一方、篠山再生計画に基づく車両更新年数の延長期間に3回の故障が発生していることを踏まえ、当該救助工作車の更新は令和2年度の予定であるが、前倒しして令和元年度中に取り掛かるべき」といった内容であると見受けるが、確認質問の論点としては、この更新を前倒しすることについて、と理解してよいのか。

河南委員 現状、尼崎市の消防から譲っていただいた車両があり、有事の際の対応は一定可能である中、修繕する必要性について疑義がある。救助工作車の更新時期まで尼崎市の車両を活用することも可能ではないのか。

小島委員 これまでの議論を整理するとふたつの選択肢があると理解する。まずは、故障した救助工作車を修繕することなく、尼崎市消防の車両を活用し、令和2年度の更新を前倒しし、可能なかぎり速やかに更新に取り組むこと。次に、消防本部の考え方として、故障した車両を速やかに修繕するとともに、可能な限り更新時期を早めるように図っていくことと理解している。

大西座長 両者に共通していることとして、更新時期の前倒しがあるが、当分科会に審査依頼された事件は、あくまでも救助工作車の修繕に係る補正予算であり、更新時期を前倒しすることの是非をここで問うことは果たし

て適切といえるのか疑問である。ここでの論点は、尼崎市消防の車両がある中、故障車両を修繕する必要性の是非が妥当ではないか。そうした上で、篠山再生計画に基づく車両更新年数の延長期間に、3回もの故障が発生していることを踏まえ、救助工作車の更新を早める必要性があることも分科会の意見として示すべきであることから、予算決算委員会において、当分科会の審査報告として、その旨を盛り込むことが妥当な方法ではないかと考える。繰り返しになるが、議員間討議の論点としては、まずは、尼崎市消防の車両がある中で故障車両を修繕する必要性の是非としていくべきではないだろうか。

前田委員

現状、尼崎市消防の車両があるが、廃車を譲り受けたものであり、これまでの使用状況を踏まえると、故障が発生することも考えられる。更新までの間、こうした車両を使い続けていくこともリスクがあるのではないか。

森本委員

その点については、修繕後の救助工作車についても、状態はほとんど変わらないのではないか。

河南委員

修繕した車両についても故障が起こる可能性は否定できないことから、両車両とも状態にそれほど差異はないであろうと考える。こうした理解に立つと、修繕する必要性に疑義が生じてくる。令和2年度に更新を控えている車両の修繕に約400万円もの費用を投じることを市民目線で考えていく必要があるのではないか。

大西座長

尼崎市消防の車両のみではリスクと隣り合わせであり、故障した車両を修繕することで一定の備えを図りたいのではないか。

河南委員

尼崎市消防の車両はどの程度の期間の使用に耐えることができるものなのかも気になるころではあるが、少なくとも修理に要する期間は持つといった理解でよいのか、それとも自動車検査登録制度、つまり車検の有効期間である2年間は使用に耐えることができるのかは気に掛かる部分ではある。

大西委員

車検有効期間が2年間あることは、救助工作車として2年間作動できることを意味するものではないと考える。

河南委員

執行部の説明においては、救急車以外の予備車は持たないとのことであったが、故障した車両が修繕を終えた後、尼崎市消防の車両の位置づけは、篠山市消防本部における予備車になるのか。

大西座長

基本的には救急車以外の予備車は持たないが、今回は変則的かつ一時的に2台保有することになるとの説明であったと理解している。救助工作車を更新した後にいずれの車両も廃車処理するものと思われることから、消防本部の方針と今回のケースは矛盾するものではないと考えている。そして、修繕と更新期間の復元は切り分けて考えるべきである。ま

ずは速やかに修繕に取り組むとともに、可能であれば更新時期を早め、令和元年度から更新するように分科会として意見することは可能である。もちろん、身近な事例で考えると、買い替えようと考えていた乗用車が故障し、費用を要する場合、いつそのこと買い替えを早めることも選択肢として出てくる。

向井副座長 消防本部としては、偶然にも工面することができた他市の救助工作車で良しとするのではなく、あくまでも自己所有の車両で対応していくことが第一との認識があると考えている。その上で、救助工作車が空きになる修理期間への対応として、近隣市との連携により、可能な限り万全の態勢を期すものであると考えている。

河南委員 万全の態勢を整えるという意味では、やはり尼崎市消防の車両のみではなく、修繕していくことが妥当であるようにも思える。

小島委員 私人の車両であれば、万全を期す必要性は議論の余地があると考えているが、ここで対象としている車両は、人命救助を目的とする緊急車両であり、この点を充分考慮した上で、議論していくべきである。費用面など経済的観点ももちろん重要ではあるが、そのみに終始するのではなく、地方公共団体としての立場に立脚した相応しい議論の組み立てが必要である。

大西座長 速やかに修繕に取り組むとともに、可能であれば更新時期を早め、令和元年度から更新することが妥当であるように思える。

小島委員 結果論ではあるが、車両の更新期間を延長していなければ、平成 27 年度には車両が更新されており、同年度に故障が発生することはなかった。費用圧縮などの経済的観念に片寄ると、どこかで歪が生じてくることを今回の事例が示しているようにも思える。とりわけ、消防のような市民の生命や財産とのかかわりが大きい部署については、万全な体制や装備が求められることから、再生計画の対象とすべきかどうか、立ち戻って考えていく必要があるのではないかと。

河南委員 これまでの議論を振り返ると、やはり篠山再生計画による車両更新期間の延長が根本的な要因といえるのではないだろうか。

森本委員 市の財政状況は好転しているものの依然、予断を許さない状況にあると認識している中、財政部局としても車両更新期間を元に戻すことは難しいのではないかと。

前田委員 平成 31 年 3 月に開会した予算特別委員会民生福祉分科会において、消防本部より、「車両更新年数の延長について、財政部局と協議している」旨の答弁があった。今回の事案も踏まえると、今後、財政部局としても充分考慮していくのではないかと推察する。

河南委員 故障に対する保証の可否について、訓練のために使用することは当然、

想定範囲内であることから、一般的な感覚として保証対象となるのではないか。

森本委員 訓練中は、適切に操作していたとの答弁であった中、故障の原因については、現在も特定できておらず、メーカーが故障個所の部品を分解する等して解明している状況である、とのことであった。

河南委員 原因の特定ができなければ、保証対象の可否の判断も出来ないが、今後、同様の案件が出るとも限らないことから、消防本部として、権利を主張するところは、毅然と主張する必要があると考える。

大西座長 他に意見等はないか。

— 意見なし —

大西座長 それでは、これまでの議論を踏まえて、部長等への確認質問することがあれば、意言をお願いします。

— 意言なし —

大西座長 それでは、予算決算委員会における当分科会の審査報告の内容について協議したい。これまでの議論を大まかに整理すると、「篠山再生計画に基づき、救助工作車の更新年数を15年から20年に延長した中、延長期間にあたる平成27年から平成31年の間に3回もの故障が発生していることを踏まえ、消防本部の所有している緊急車両については、市民の命や財産を保護する重要な目的を有していること等から、従来の車両更新年数に戻すことを検討する必要がある、消防本部とともに財政部局においても充分その点を考慮されたい」といったことを申し添えることになると考える。この点について意見はあるか。

(委員長一任との声あり)

大西座長 それでは、本日の議論を踏まえて、正副委員長間で作成する。そのほかの審査報告についても正副委員長において作成してよいか。

— 異議なし —

大西座長 それでは、会議録の作成について、事務局に作成させ、正副委員長にて内容確認を行うことに異議はないか。

— 異議なし —

■ 意向確認

議案第40号 令和元年度丹波篠山市一般会計補正予算（第1号）

— 修正・反対等の意見なし —

(閉会)

向井副座長 挨拶

15 : 27 閉会